

## 平成28年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算

平成28年度札幌市の母子父子寡婦福祉資金貸付会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額の4分の1に相当する額と定める。

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		199,100 <small>千円</small>
	1 貸 付 金 収 入	135,810
	2 諸 収 入	20
	3 繰 越 金	63,270
歳 入	合 計	199,100

### 歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金		199,100 <small>千円</small>
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	199,100
歳 出	合 計	199,100